

みやこ町消防団マニュアル



令和5年12月
令和7年4月改定

項 目

第1節 総則

- 1 本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 消防団員の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2節 消防団組織

- 1 身分、階級及び職務内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3 管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 指揮命令系統、連絡体制及び守秘義務・・・・・・・・ P 5
- 5 活動規範・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

第3節 火災発生時における行動

- 1 出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 出動区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 3 出動時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

第4節 地震災害発生時における行動

- 1 出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 0
- 2 出動区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 0
- 3 出動時の行動（避難行動要支援者含む）・・・・・・ P | 0

第5節 風水害発生時における行動

- 1 出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | |
- 2 出動区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | |
- 3 出動時の行動（避難行動要支援者含む）・・・・・・ P | |

第6節 行方不明者発生時における行動

- 1 出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 2
- 2 出動区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 2
- 3 出動時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 2

第7節 消防団行事及び訓練等

- 1 消防団行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 3
- 2 訓練及び平時の点検・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 3
- 3 地域の実情に応じた活動・・・・・・・・・・・・ P | 4

安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P | 5

第Ⅰ節 総則

Ⅰ 本マニュアルの目的

消防団の任務は、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することである。

消防団は、即時対応力、要員動員力、地域密着性に特徴があり、様々な災害から町民を守ってきた。しかし、近年は災害が多様化かつ甚大化する傾向があり、よりの確な安全確保が求められている。

このような現状を踏まえ、災害現場での消防団活動について明確化することで、全ての団員が安全、迅速かつ効果的な活動を行い、現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的として、消防団員の活動の手引きとなるように本マニュアルを作成するものである。

消防団員が本マニュアルを活用することにより、崇高かつ重大な責務を充分に認識し、より安全で効果的な活動ができるよう期待する。

なお、本マニュアルは定期的に見直しを行い、より効果的かつ実効性の高いものにしていく。

Ⅱ 消防団員の心構え

「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防団員は地域住民をあらゆる災害から守るために組織されている。地域住民にとっては、最も身近な防災リーダーとして頼りになる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、適時訓練等を実施し、出動時に万全を期するよう心掛けること。

また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員と位置付けられていることから、平時の行動にも責任を持ち、町民から誤解を招くことがないよう行動すること。

第 2 節 消防団組織

Ⅰ 身分、階級及び職務内容

消防団員の身分は、地方公務員法及び消防組織法に規定された、非常勤特別職地方公務員である。したがって、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度のある行動をとり、法律を順守して、他の模範となれるよう努めるものとする。なお、消防団の運営は「自主自立」の精神に基づき、消防団員自らが率先して行うものとする。特に消防団の役員は、消防団の方針や配下団員への指示等を他に任せることなく、自ら率先して行うこととする。

消防団員には、年間の活動に対して年額報酬等が支払われるほか、5 年以上勤務した者には、退職報奨金が支給される。また、公務中はもちろん、公務外でも万が一死亡や高度障害、入院の場合には給付金・見舞金が支給される。

消防団員の階級及び職務内容は表 1 のとおりである。

(表 1)

階 級	職 務 内 容
消防団長	消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
副団長	消防団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
方面隊長	団長の命を受け、当該方面隊の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
方面副隊長	方面隊長を補佐し、方面隊長に事故があるとき、又は方面隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
分団長	方面隊長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌る。
班長	上司の命を受け、当該班の事務を掌る。
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。

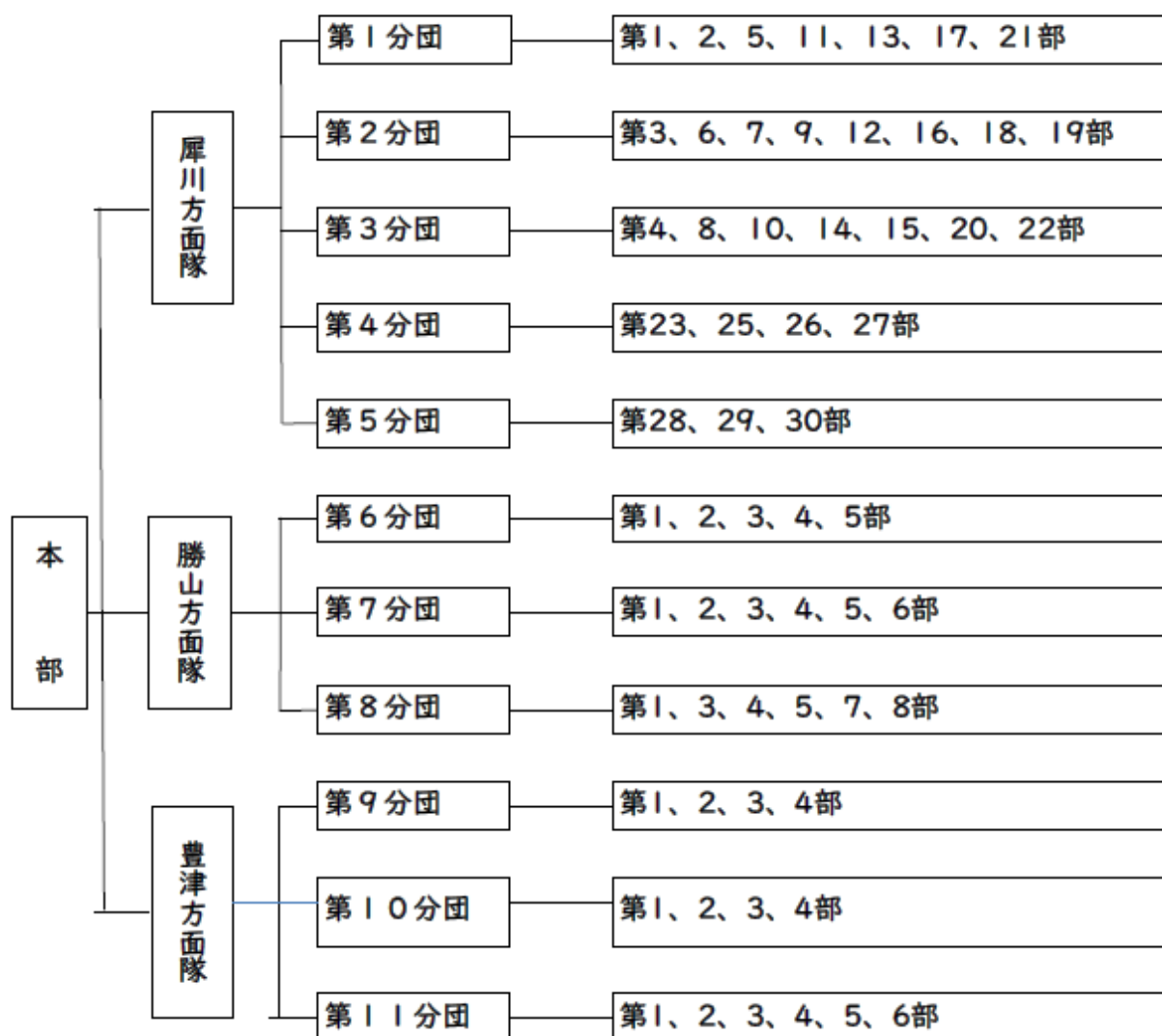
みやこ町消防団の組織等に関する規則（平成 18 年規則第 120 号）

2 組織図

みやこ町消防団は、本部のほか、3方面隊11分団60部で構成されており、その組織図は、表2のとおりである。

(表2)

【組織概要】



(令和7年4月1日現在)

3 管轄区域

みやこ町消防団の管轄区域は表3のとおりである。

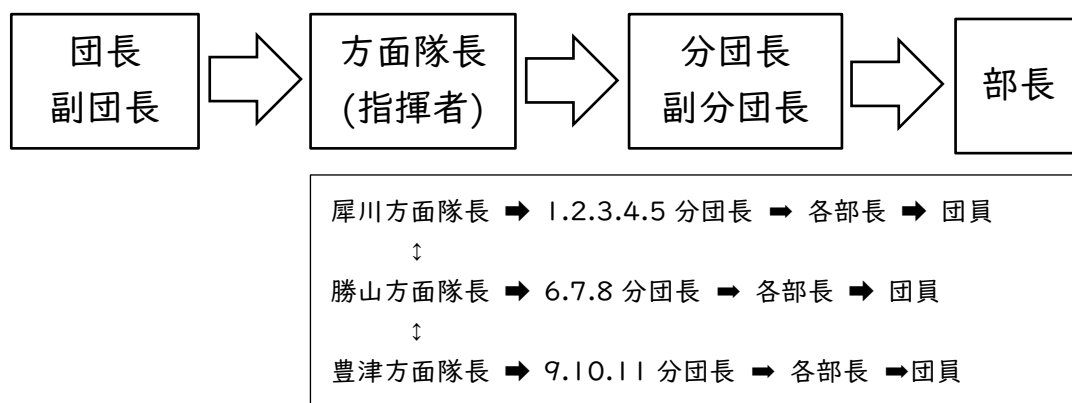
(表3)

名 称		区 域
犀川方面隊	第1分団	南犀川地区
	第2分団	西犀川地区
	第3分団	東犀川地区
	第4分団	城井地区
	第5分団	伊良原地区
勝山方面隊	第6分団	黒田地区
	第7分団	久保地区
	第8分団	諫山地区
豊津方面隊	第9分団	豊津地区
	第10分団	節丸地区
	第11分団	祓郷地区

みやこ町消防団の組織等に関する規則（平成18年規則第120号）

4 指揮命令系統、連絡体制及び守秘義務

(1) 指揮命令系統



※必要に応じて方面隊長同士が連絡を取り合う

(2) 連絡体制

消防団員は、平時から連絡が取れる体制を構築するとともに、消防団からの指示や有事の際の緊急連絡を迅速に伝達できるようにしておく。加えて、京築広域圏消防本部による火災発生通知メールに登録するなど、平時から情報収集に努めることとする。

(3) 消防団員の守秘義務

消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。(みやこ町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第12条)

5 活動規範

(1) 活動規範

消防団員は、日頃から団員としての自覚と誇りを持って活動し、出動に対しては迅速かつ的確に行動する。また、行事や会議については「団のことは団で判断し、団で決める」ことを念頭に、事務局任せにせず、消防団役員が率先垂範して事にあたるものとする。

【災害時】

- ・消防団の出動時は、2人以上での出動を基本とするが、各部での取決め事項がある場合は、それを優先する。なお、やむを得ない理由で1人での出動になった際は、他部の団員の支援に回る。
- ・団長・副団長は現場指揮本部に常駐し、現場での指揮は、方面隊長が行う。分団長・副分団長は、方面隊長の指示に基づき、配下団員を指示する。
- ・火災現場では、指揮者の命令に基づき行動し、独断行動は現に慎むこと。風水害、地震災害時は、上司の命令に従うこと。
- ・自分の身は自分で守ること。また、災害時は原則活動服で活動すること。
- ・火災現場到着時（初動対応する必要がある場合は、初動対応後）及び撤収時は、現場指揮本部（事務局）に部名及び人員を報告すること。その他の災害時は、電話等の連絡手段で上司へ人員報告し、各分団長が事務局へ報告する。
- ・火災現場では、京築広域圏消防本部の後方支援を第一任務とし、水利の確保や周囲の安全確保に努めること。その他の災害時は、上司の命令に基づき活動する。
- ・人員余剰により災害現場が混雑する場合は、指揮者の判断により、一部団員を撤収させること。

【平常時】

- ・消防出初式をはじめとする消防団行事の際は、役割分担を明確に定め、自主的・積極的に活動する。
- ・消防団会議において、役員会議では消防団の課題や今後の方針等を協議し、決定する。また、決定した事項は団長・副団長・方面隊長が部長会議で伝達する。その際、部長からの質疑応答は団長・副団長・方面隊長自らが務めるものとする。
- ・部長会議時は、団長・副団長・方面隊長が主体的に対応し、分団長及び副分団長はこれを補佐する。

【その他】

- ・団員は、１８歳以上の在住者又は在勤者が条件である。
- ・団員は、非常勤特別職地方公務員として報酬等が支払われるため、積極的に活動するとともに、数年にわたり活動実績がない団員は退団させること。
- ・団員の報酬等は個人振込とする。
- ・出動報酬にかかる出動時間については、京築広域圏消防本部からの火災発生通知から鎮火通知までの時間とするが、待機や撤収作業等を考慮し、最終決定する。その他の災害時は、原則、出動報告書記載の時間とするが、団員の負担等を考慮し、過大な時間とならないように事前に分団長に相談・報告すること。
- ・出動時に、人員余剰により撤収した部や、途中で参集した団員がいた場合は、部長が出動報告書にその旨明記し、実際の活動時間を記載すること。その場合は、実際の活動時間に応じた出動報酬とする。

第3節 火災発生時における行動

1 出動基準

火災発生時の出動基準は、下記のとおりとする。なお、京築広域圏消防本部による火災発生通知メールは、京築広域圏消防本部のみで対応する場合や誤報の場合もあるので、火災発生通知メールでは出動の判断をしないこと。

- ・火災発生を知らせる防災行政無線が入ったとき
- ・京築広域圏消防本部又は事務局からの出動要請があったとき

2 出動区域

出動区域は、原則各方面隊区域内とする。また、他方面隊区域であっても、隣接地区については、隣接する部は出動するものとする。

ただし、犀川方面隊については、各分団の管轄区域を基本とし、隣接する分団までは出動する。また、火災規模により方面隊長から出動要請があった場合は、分団の管轄を超えて出動するものとする。

なお、大規模火災等で方面隊を超えて応援を要請する場合は、方面隊長同士で連絡を取り合い、他方面隊からも出動する。出動人員が余剰となった場合は、指揮者の指示により、一部団員を撤収させることができる。

団長・副団長はみやこ町全域へ出動することとし、方面隊長・分団長・副分団長にあっては、方面隊内全域へ出動する。

3 出動時の行動

消防団員は、火災発生を覚知後、ただちに所属部の消防格納庫に参集し、出動要員が揃ったら、火災現場へ向かう。火災現場到着後は、現場の指揮者の指示に従い行動する。指揮者未着の場合は、京築広域圏消防本部の指示に従い、指揮者到着後に指揮者の指示を仰ぐ。

①火災発生覚知後、直ちに所属部の消防格納庫に参集

↓

②2人以上（又は部の取決め人数）参集後、火災発生場所へ急行

↓

③現場到着後、水利の確保及び人員報告を行う（初動対応が必要な場合は、人員報告は初動対応後に行う）※機関員は車両から離れないこと

↓

④指揮者の指示を受け、ポンプ作動及びホース延長を行い、「放水はじめ」の合図を待つ（指揮者からの指示を待つ）

↓

⑤「放水はじめ」の合図後、送水先の状態を確認しながら送水を開始する。
なお、この際、京築広域圏消防本部への送水を第1任務とするが、指揮者から火災元への放水指示があった場合は、それに従う。

↓

⑥消火活動中は、自身及び周囲の安全確保に努める。

↓

⑦鎮火情報がでたら、指揮者からの指示により待機又は撤収を行う。

↓

⑧待機は原則地元の部が行う。地元の部が不在の場合は、近隣部が対応する。

↓

⑧撤収準備が整ったら、事務局へ所属部名及び人員を報告し、撤収する。

↓

⑨待機時間終了後、地元の部も撤収する。

第4節 地震災害発生時における行動

1 出動基準

地震災害発生時の出動基準は、下記のとおりとする。

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・震度4以下の地震で、事務局から出動要請があったとき

2 出動区域

出動区域は、各方面隊管轄区域内とする。

団長・副団長・方面隊長は事務局（みやこ町役場総務課）に参集し、分団長・副分団長にあっては、各方面隊管轄区域内へ出動する。なお、この際の人員報告は分団長が受け、方面隊長へ報告し、方面隊長が事務局へ連絡する。

3 出動時の行動（避難行動要支援者含む）

消防団員は、地震発生を覚知後、家族及び住居等の安全確保を行ったのち、所属部の消防格納庫に参集する。参集後は、複数人で情報収集及び避難支援を行い、必要に応じて上司（原則、分団長）に報告する。

- ①地震発生覚知後、安全確保を行った後、所属部の消防格納庫に参集
↓

②2人以上参集後、電話等で上司へ人員報告を行い、指示を仰ぐ
↓

③避難行動要支援者リストを基に、避難行動要支援者の避難行動を支援する
↓

④管轄区域内を巡回し、下記の情報を収集する（必要に応じて現場写真を撮影する）

 - ・人的被害、家屋等の損害の状況
 - ・道路、河川等の被害状況
 - ・消火栓、防火水槽等の被害状況
 - ・地域の安全な場所及び避難ルート

↓

⑤上司へ報告（指示がある場合はその指示に従う）
※被害がない場合も報告すること
↓

⑥上司は、⑤で受けた情報を事務局へ報告する
↓

⑦撤収の際は、上司へ所属部名及び人員を報告し、撤収する。上司は事務局へ報告する。

第5節 風水害発生時における行動

1 出動基準

風水害発生時の出動基準は、下記のとおりとする。

- ・大雨警報、暴風警報等（警報級以上）又は避難情報が発表されたとき
- ・災害対策本部等から出動要請があったとき

2 出動区域

出動区域は、各方面隊管轄区域内とする。

団長・副団長・方面隊長は事務局（みやこ町役場総務課）に参集し、分団長・副分団長にあっては、各方面隊管轄区域内へ出動する。なお、この際の人員報告は分団長が受け、方面隊長へ報告し、方面隊長が事務局へ連絡する。

3 出動時の行動（避難行動要支援者含む）

消防団員は、風水害災害（警報級以上）を覚知後、家族及び住居等の安全確保を行ったのち、上司（原則、分団長）の命令により所属部の消防格納庫に参集する（命令のない自主的な参集はしない）。参集後は、複数人で情報収集及び避難支援を行い、必要に応じて上司に報告する。

①風水害災害（警報級以上）覚知後、安全確保を行った後、上司の命令により所属部の消防格納庫に参集

↓

②2人以上参集後、電話等で上司へ人員報告を行い、指示を仰ぐ

↓

③避難行動要支援者リストを基に、避難行動要支援者の避難行動を支援するとともに、避難希望者の避難所への避難行動支援活動を実施する

↓

④管轄区域内を巡回し、下記の情報を収集する（必要に応じて現場写真を撮影する）

- ・人的被害、家屋等の損害の状況
- ・道路、河川等の被害状況
- ・地域の安全な場所及び避難ルート

↓

⑤上司へ報告（指示がある場合はその指示に従う）

※被害がない場合も報告すること

↓

⑥上司は、⑤で受けた情報を事務局へ報告する

↓

⑦撤収の際は、上司へ所属部名及び人員を報告し、撤収する。上司は事務局へ報告する。

第6節 行方不明者発生時における行動

1 出動基準

行方不明者発生時の出動基準は、下記のとおりとする。

- ・管轄区域内で行方不明者が発生し、事務局から出動要請があったとき

2 出動区域

出動区域は、各方面隊管轄区域内とする。

事務局と協議の上、管轄区域内をブロックごとに分け、指示されたブロック内で捜索を行う。

3 出動時の行動

消防団員は、行方不明者が発生し、事務局から出動要請があったときは、所属部の消防格納庫に参集する。参集後は、複数人で捜索を行う。

①行方不明者が発生し事務局から要請があり次第、所属部の消防格納庫に参集

↓

②事務局（みやこ町役場総務課）へ向かい、捜索エリアの確認、行方不明者の情報把握を行う

↓

③捜索エリア内を捜索する

↓

④捜索の結果、行方不明者を発見した場合は、事務局へ連絡するとともに、行方不明者を保護する（捜索の結果、見つからなかった場合は、事務局へ連絡し、今後の方針を確認する）

↓

⑤撤収の際は、事務局へ所属部名及び人員を報告し、撤収する。

第7節 消防団行事及び訓練等

1 消防団行事

・消防出初式

毎年1月の第2土曜日に開催する行事。数多くの来賓を迎え、表彰や祝賀放水、ポンプ操法披露などを行う。

・秋季・春季火災予防運動（防火デー）

毎年11月・3月に実施する火災予防運動。空気が乾燥しやすい時期に予防啓発を図る。火災予防運動期間中の日曜日には、各分団で訓練等を実施する。

・ポンプ操法県大会

隔年開催される福岡県消防操法大会に、苅田町と交互に参加する。みやこ町は4年に1度出場。出場する部は各方面隊持ち回りとする。

・幹部会議、役員会議、部長会議

毎年複数回開催する。消防団の課題や決定事項、連絡事項等の共通認識を図る。あわせて、事務局からの連絡事項も通知する。

【幹部会議】団長、副団長、方面隊長が出席

【役員会議】団長、副団長、方面隊長、分団長、副分団長が出席

【部長会議】役員及び部長が出席

※部長が欠席の場合は班長が代理で出席

2 訓練及び平時の点検

・初任団員訓練

京築二市二郡消防連絡協議会や福岡県消防学校が主催する初任団員訓練。初任団員から入団3年目までの団員を対象に、座学を中心とした講義や訓練を実施。なお、3年目以上の団員でも、未受講者は受講できる。そのほか、消防団主催の基礎訓練等も実施する。

・幹部訓練

京築二市二郡消防連絡協議会や福岡県消防学校が主催する幹部訓練。基本動作や礼式等を学ぶ。

・ポンプ操法訓練

消防出初式や県大会に向けて実施するポンプ操法訓練。事前に選出された団員が訓練を行う。また、訓練期間中は、選出された団員が所属する方面隊が主体となり、訓練準備や撤収を行う。この際、選出された団員は訓練として出勤報酬の対象とするが、訓練準備や撤収を行う協力団員は出勤報酬の対象としない。

・平時の点検

消防資機材を日頃から点検し、有事の際に即対応できる体制を整えておく。とくに消防ポンプは、バッテリーあがりやフィルター詰まりに注意するとともに、4ストタイプのポンプは定期的にオイル交換を実施する。また、3～5年に1度はプラグ交換を実施すること。

3 地域の実情に応じた活動

地域の実情（地域の行事やイベント、活動等）に応じて、地元から消防団へ依頼があった場合は、依頼内容を精査したうえで、活動が妥当と認められる場合は、積極的に協力する。ただし、出動報酬の対象とはしない。

消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられている（表４）。一例として、消防法では立入検査や情報提供、優先通行権及び緊急通行権などがある。ただし、緊急通行をする際でも、周囲の安全確認を同乗者全員で行うなど、安全運転を心がけることが重要である。

（表４）

消防法で規定されている消防団員の権限（抜粋）

【立入検査】

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができる。（消防法第４条の２第１項）

【情報提供】

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。（消防法第２５条第３項）

【優先通行権及び緊急通行権】

①優先通行権：消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければならない。（消防法第２６条第１項）

②緊急通行権：消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路や公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。（消防法第２７条）

【消防警戒区域の設定】

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、消防法施行規則で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じたり、その区域への出入りの禁止、制限をすることができる。（消防法第２８条第１項）

【緊急措置権】

①消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができる。（消防法第２９条第１項）

②消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第２９条第５項）

消防法（昭和２３年法律第１８６号）

また、緊急自動車とは、道路交通法第３９条第１項に「政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより運転中のものをいう。」と規定されているため次に掲げる要件を全て備え、なおかつ運転中の自動車であることが条件であり、緊急自動車としての要件を備えていなければ優先通行権や運行に際しての特例も認められない。

- ・ 公共、公益的な機関の所有する自動車
- ・ 公安委員会の指定が済んだ自動車
- ・ 緊急用務を遂行する目的で運転中の自動車
- ・ 赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴した運転中の自動車

緊急自動車の特例については、下記表５のとおりである。

(表５)

緊急自動車について（抜粋）

○緊急自動車の特例

緊急自動車は、用務の特殊性から、次のとおり法令上多くの特例が認められている。

- ・ 右側通行の特例（道路交通法第３９条第１項）
- ・ 停止義務免除の特例（道路交通法第３９条第２項）
- ・ 通行禁止道路通行の特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 安全地帯、立入禁止部分への進入の特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 車両通行帯に従わない通行の特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ バス専用通行帯の通行の特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 車両横断、転回、又は後退の禁止標識等に従わない特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 進路変更禁止場所での進路変更の特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 二重追越しの特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 追越し禁止場所での追越しの特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 交差点での右左折方法に従わない特例（道路交通法第４１条第１項）
- ・ 交通事故を起こした場合の運転継続の特例（道路交通法第７２条第４項）
- ・ 本車線での横断、転回、又は後退の特例（道路交通法第７５条の９第１項）
- ・ 最高速度の特例（道路交通法施行令第１２条第３項・第２７条第２項）

＊高速自動車国道 時速１００ｋｍ

＊一般道路 時速８０ｋｍ

○緊急自動車の特例外行為

緊急自動車には、多くの特例が法令上認められているが、次に掲げる行為は、緊急自動車でも許されないもので、義務として遵守すること。

- ・ 歩行者用道路での注意徐行義務（道路交通法第９条）
- ・ 歩道通行禁止（道路交通法第１７条第１項）
- ・ 軌道敷内通行禁止（道路交通法第２１条第１項）
- ・ 最高速度の遵守（道路交通法第２２条第１項）・急ブレーキ禁止（道路交通法第２４条）
- ・ 車間距離の保持（道路交通法第２６条）
- ・ 左側追越し禁止（道路交通法第２８条第１項）
- ・ 割込み運転禁止（道路交通法第３２条）
- ・ 横断歩道のない交差点における歩行者の優先（道路交通法第３８条の２）
- ・ 徐行場所での徐行義務（道路交通法第４２条）
- ・ 合図をする義務（道路交通法第５３条第１項・第２項）
- ・ 不要な合図の禁止（道路交通法第５３条第４項）
- ・ 警音器使用の標識掲示場所での使用（道路交通法第５４条第１項）

(火災出動にかかる注意喚起)

○水利

- ・水利確保時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、他団員等と衝突する危険があるので、注意する。
- ・地下式消火栓や防火水槽の蓋を取り外す際は、手足の指をはさんだり腰を痛めないよう注意するとともに、蓋は立てかけたりせずに安全な位置に置く。
- ・地下式消火栓や防火水槽の蓋は、転落を防止するため吸管を延長してから開放する。
- ・地下式消火栓を使用の場合、蓋がはずみ等により閉じる可能性があるため、スピンドルドライバーは、吸管離脱まで抜かない。
- ・吸管延長時は、吸管のはね返りやつまづきに注意し、消火栓等に結合したら開弁前に必ず吸管を引いてみて結合状態を確認する。
- ・消火栓、防火水槽及び池などに通行人等が転落のおそれがあるときは、ロープ等で標示するなど転落防止措置を行う。
- ・堀越し等の水利に部署するときは、はしご等を使い2名以上で行う。
- ・河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- ・積雪、寒冷時は、滑り、転倒に注意し、重心を低くして小股で歩くようにして作業を行う。
- ・流れのある自然水利（河川）に吸管を投入する際は、水位に注意し流れと逆になるよう吸管を投入し、必要に応じ浮き上がり防止策を講ずる。
- ・交通量の多い道路に部署する際は、昼間であっても前照灯と赤色回転灯を点灯し、必要に応じ誘導員の配置等の追突防止策を講ずる。

○ホース延長

- ・ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。
- ・手びろめ延長時は、結合金具、管そうの落下、ホースバンドやホースのたれ下がりに注意する。
- ・軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行にならないように延長する。
- ・堀等を乗り越えて延長するときは、積載はしご等を活用する。

○送水

- ・機関員は、筒先までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できず無線交信不能な場合は、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- ・予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。
- ・ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口コックは徐々に開放する。
- ・機関員は、延長ホース本数と放水落差、又は筒先使用圧力を考慮した送水圧力設定を心掛ける。
- ・機関員は、常に計器類やエンジン音に注意をはらい、安定した送水に配慮する。
- ・機関員は、防火水槽等の無圧水利を使用して送水する場合には、残水量を常に把握して活動にあたりとともに、水量の確保が困難な事態に至ることが予想される場合には早急に当該情報を現場指揮者に伝達する。
- ・消火栓の使用に際しては、無限に水量があると誤解しないこと。導管口径や水圧な

どにより水量が決定するため、共倒れに至らないように配慮する。

○筒先

- ・モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊危険があるので、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立入りを禁止する。
- ・柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- ・倉庫や工場等の収容物の集積場所では荷崩れが発生しやすいので安全な距離をとる。

○放水活動

- ・危険物火災時の放水活動は爆発等の危険があるため、消防署隊が到着するまで放水しない。
- ・基本的に、屋根上や建物内への屋内進入での放水はしない。但し、やむを得ず放水する場合は、安全管理に最大限留意するとともに、2人以上で活動すること。
- ・筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できる限り2人以上で担当し、安全を確保する。
- ・筒先を離すと危険である。高圧放水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットし、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- ・放水をするときは、開始前に室内の状況を確認し、目標、範囲を決定する。
- ・熱せられた壁体やシャッターに放水した水が、熱気、熱湯になりはね返る危険があるので、噴霧等を適宜用いて行う。
- ・放水開始時には、火煙熱気の吹きかえしがある。開口部正面を避けて、斜めに放水し安全を確認してから正面放水に移る。
- ・染色、皮革、メッキ工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート放水すると飛散、吹き返しがあるので注意する。
- ・防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要により行動を規制する。
- ・寺社等の建造物は、庇部分が長く出ているため屋根材が回廊部分に落下しやすいので回廊部分の通行や待機は避ける。

○資機材の搬送

- ・積載はしごを降ろす際には、止め金具に指等を挟まれないように注意する。
- ・積載はしごを搬送する際には、バランスに気をつけ、他の団員や車両等との衝突事故や自己転倒に注意する。
- ・発電機の搬送は、燃料漏れに注意するとともに、足下に配慮して転倒や落下等の事故に注意する。
- ・とび口の搬送は、金具部を下にして他の団員や車両等との衝突事故に注意する。
- ・重量物の搬送は、無理をせず複数の団員で行う。

○破壊作業

- ・開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- ・ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- ・高所で破壊するときは、命綱で身体を確保する。破壊物は落下させない措置をとり、落下危険範囲はロープ等で明示し、他の団員等の進入を規制する。
- ・トタン板のはく離作業は、とび口等を活用し、切創等に注意する。
- ・掛矢、斧、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

○残火処理

- ・疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になりやすいため、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ・屋根等の高所に放水するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- ・モルタル亀裂、ふくらみ等や柱等の焼き状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に破壊し落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- ・放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし、小股で慎重に歩く。
- ・とび口等で作業する場合は、周囲に作業スペースをとるなど、二次災害を起こさないよう留意する。
- ・残火処理をする場合には、床の抜け落ちに留意する。

○撤収

- ・消火活動終了後の脱力感や疲労で注意力が散漫になり、事故が発生しやすいため、注意する。
- ・焼失建物下部に延長されたホースの撤収は、落下や倒壊の危険があるため、単独での活動を避け、屋外に搬出してから巻き取るようにする。
- ・夜間や交通量が多い場所での撤収は、必要に応じ監視員の配置を行う。
- ・寒冷時の撤収は、放水された水が凍り滑りやすい場所があるので注意する。

○引揚げ

- ・現場で使用した資機材は、走行中の車両から落下しないよう確実に積載する。
- ・疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で確認呼称し、注意力の持続に努める。
- ・車庫入れするとき、歩行者や他車両と接触しないよう誘導員をおき、原則として車両左斜後方おおむね2mの位置で警笛等を使い明確に誘導する。
- ・資機材を積み替えるときは、相互の連携を密にし、特に重量物は声をかけ合い注意喚起しながら安全に行う。

○出動の備え

- ・車両及び使用資機材等の手入れを行い、不具合などを発見した場合は、速やかにみやこ町役場総務課に連絡し修理等の手続を行う。
- ・車両及び発電機等の燃料を補給しておく。
- ・使用したホースは洗浄、乾燥しホース乾燥塔から風等の影響で落下しないようにロープ等で落下防止策を行う。
- ・活動に関する反省事項や問題点等を、部及び分団内で共有し以後の活動に役立てる。

○活動後のポンプ手入れ

- ・自然水利及び無蓋の防火水槽から揚水した場合は、消火栓を使ってポンプや配管内の洗浄を行い、泥抜きをする。
- ・各コック、バルブを開け完全な水抜きをする。
- ・洗浄後は、各コック、バルブを全閉し、真空ポンプを作動させ、真空漏れ点検を実施する。
- ・グランドパッキン等へのグリスアップをする。
- ・燃料、オイル量の確認、補充をする。

※本マニュアルは、みやこ町ホームページにも掲載しています。
【みやこ町ホームページ】 <https://www.town.miyako.lg.jp/>

令和５年１２月
令和７年 ４月 改定
みやこ町役場
総務課 危機管理対策係
〒824-0892
福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
TEL：0930-32-2511 FAX：0930-32-4563
<https://www.town.miyako.lg.jp/>